「宮崎県人権施策基本方針」(案)の第2回懇話会からの主な修正点について

第2章 人権施策の推進

連番	ページ	素案(第2回懇話会提出)	最終案(今回提出)	説明
1	5	2 人権意識の高揚を図るための施策	2 人権意識の高揚を図るための施策	現行方針では「総合的に推
		(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発	(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発	進」するとしているが、「総
		県民の一人ひとりが、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆ	県民の一人ひとりが、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆ	合的に」という文言が抽象
		る場を通じた様々な人権問題に関する教育・啓発によって、人	る場を通じた様々な人権問題に関する教育・啓発によって、人	的であるため、素案では削
		権尊重の理念について正しい理解を深め、それが日常生活の中	権尊重の理念について正しい理解を深め、それが日常生活の中	除した。しかし、第2回懇
		で態度や行動として根付くことをめざして、より効果的な人権	で態度や行動として根付くことをめざして、より効果的な人権	話会での意見を踏まえ、条
		教育・啓発活動を <mark>推進</mark> します。	教育・啓発活動を <mark>総合的に推進</mark> します。	例の文言との整合性を図
				るため、現行方針と同様に
				「総合的に推進」とする。
2	1 2	3 相談支援体制の整備	3 相談支援体制の整備	第 2 回懇話会での意見を
		(略)	(略)	踏まえ、行政の相談窓口に
		さらに、令和4(2022)年に県が実施した「人権に関する県民	さらに、令和4(2022)年に県が実施した「人権に関する県民	相談した人の割合が減少
		意識調査」では、自分の人権が侵害されたと思ったことがある	意識調査」では、自分の人権が侵害されたと思ったことがある	していることを明記する。
		方を対象に「人権侵害を受けた時どのようにしたか」との問い	方を対象に「人権侵害を受けた時どのようにしたか」との問い	
		に対し、「黙って我慢した」との回答が約7割に <u>達するなど、</u> 相	に対し、「黙って我慢した」との回答が約7割に <u>達するとともに、</u>	
		談窓口を利用する人が <u>少数にとどまっている</u> ことから、その周	県や市町村の相談窓口に相談した人の割合が 3.1%から 2.5%	
		知を図る必要があります。	<u>に減少するなど、</u> 相談窓口を利用する人が <u>依然として少数にと</u>	
		(略)	<u>どまっている</u> ことから、その周知を図る必要があります。	
			(略)	

第3章 分野別施策の推進

連番		野別旭東の推進 素案(第2回懇話会提出)	最終案(今回提出)	説明
3	1 4	1 女性 (1) これまでの取組 国際社会の取組 国際社会の取組 年 取組等 昭和 54 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃 (1979) 年 に関する条約(女子差別撤廃条約)」の採択 平成 7 「女性の権利は人権である」とうたった「北 (1995) 年 京宣言」の採択 平成 27 「持続可能な開発目標(SDGs)」(国連サミッ (2015) 年 ト採択)のひとつにジェンダー平等を設定	1 女性 (1) これまでの取組 国際社会の取組 国際社会の取組 年 取組等 昭和 54 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃 (1979) 年 に関する条約(女子差別撤廃条約)」の採択 平成 7 「女性の権利は人権である」とうたった「北 (1995) 年 京宣言」の採択 平成 27 「持続可能な開発目標(SDGs)」(国連サミッ (2015) 年 ト採択)のひとつにジェンダー平等を設定 令和元 「仕事の世界における暴力及びハラスメン (2019) 年 ト撤廃に関する条約」の採択	第2回懇話会での意見を 踏まえ、国際社会の取組と して、「「仕事の世界における暴力及びハラスメント 撤廃に関する条約」の採 択」を追加する。
	4 7	13 働く人 (1) これまでの取組	13 働く人 (1) これまでの取組 国際社会の取組 年 取組等 令和元 「仕事の世界における暴力及びハラスメン (2019) 年 ト撤廃に関する条約」の採択	
4	16	1 女性 (3) 施策の方向 ウ 一人ひとりの人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現 (ア) 配偶者等からの暴力 (DV)、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けた広報・啓発活動の推進や被害者の保護、自立支援に向けた対策の充実を進めます。(総合政策部、総務部、福祉保健部、商工観光労働部、県土整備部、教育委員会、警察本部)	1 女性 (3) 施策の方向 ウ 一人ひとりの人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現 (ア) 配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けた広報・啓発活動の推進や、DV被害者への各種相談窓口における相談機能の更なる充実、性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮崎」における総合的な支援等、被害者の保護、自立支援に向けた対策の充実を進めます。(総合政策部、総務部、福祉保健部、商工観光労働部、県土整備部、教育委員会、警察本部)	DVや性犯罪の被害にあった女性への相談・支援体制の充実について記載すべきではないかとの懇話会委員からの意見(書面)を踏まえ、取組を追記する。

第3章 分野別施策の推進

連番	ページ			素案(第2回懇話会提出)			最終案(今回提出)	説明
5	18		子ども これまでの取 国際社会の取 年 平成元 (1989)年			子ども これまでの取 国際社会の取 年 平成元 (1989)年	···-	第2回懇話会での意見を 踏まえ、「子どもの権利条 約」を括弧書きで追記す る。
6	19	(3) イ にこの徳発 <u>修</u> れ等 厳	、とも教見のたとまをとなるとの踏にや早実校連、持男人の携官なり、持ては、持には、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、然活消庭点強いのでは、	童生徒の人権に関わる重要な問題であるとともにもどの学校にも起こりうる問題であるといういじめは人間として絶対に許されないとの認識防止の観点から、学校の教育活動全体を通じ道動、体験活動等の充実に努めます。また、早期を図るため、相談体制の整備・充実や教職員研や地域社会等への啓発に努めるとともに、開かに立った、学校、家庭、地域社会及び関係機関	(3) イ にこの徳発識とび 厳	、どの子ども、 とを踏ま、未然 見や早期解解 見やもった教員 をもっ、 関等に、 関等に を保持する を保持するた	め防止対策 童生徒の人権に関わる重要な問題であるとともにもどの学校にも起こりうる問題であるといういじめは人間として絶対に許されないとの認識防止の観点から、学校の教育活動全体を通じ道動、体験活動等の充実に努めます。また、早期を図るため、相談体制の整備・充実や専門的知の育成、家庭や地域社会等への啓発に努めるとた学校の視点に立った、学校、家庭、地域社会及の連携を強化します。 いじめ防止基本方針」に基づき、児童生徒の尊め、いじめの防止等のための対策を総合的かつます。(総合政策部、福祉保健部、教育委員会)	確保」など入れるべきではないかとの懇話会委員からの意見(書面)を踏まえ、 内容を修正する。

第3章 分野別施策の推進

連番		素案(第2回懇話会提出)	最終案(今回提出)	説明
7	2 0	2 子ども	2 子ども	「スクールカウンセラー」
		(3) 施策の方向	(3) 施策の方向	だけでなく「スクールソー
		エ 児童虐待防止・相談体制の充実	エ 児童虐待防止・相談体制の充実	シャルワーカー」について
		いろいろな悩みをもつ子育て中の家庭や子どもからの多様な	いろいろな悩みをもつ子育て中の家庭や子どもからの多様な	も明示すべきではないか
		相談に対応するため、宮崎県子ども・若者総合相談センター「わ	相談に対応するため、宮崎県子ども・若者総合相談センター「わ	との懇話会委員からの意
		かば」をはじめ、児童相談所等の相談機関や各種の電話相談、	かば」をはじめ、児童相談所等の相談機関や各種の電話相談、	見 (書面) を踏まえ、内容
		民生委員・児童委員、主任児童委員や <u>スクールカウンセラー</u> 等	民生委員・児童委員、主任児童委員、 <u>スクールカウンセラーや</u>	を修正する。
		各種相談体制及びその機能の充実に努めます。	スクールソーシャルワーカー 等各種相談体制及びその機能の充	
		また、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待を許さない社	実に努めます。	
		会づくりを進め、発生予防から早期発見・早期対応の徹底のた	また、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待を許さない社	
		め、関係機関や地域と一体となって取り組むとともに、地域全	会づくりを進め、発生予防から早期発見・早期対応の徹底のた	
		体で児童虐待防止が図れるよう、関係機関の連携強化に努めま	め、関係機関や地域と一体となって取り組むとともに、地域全	
		す。さらに、家庭や地域社会等に対して、発生防止の啓発に努	体で児童虐待防止が図れるよう、関係機関の連携強化に努めま	
		めます。(福祉保健部、教育委員会)	す。さらに、家庭や地域社会等に対して、発生防止の啓発に努	
			めます。(福祉保健部、教育委員会)	
	0.0	0 7154	0 7 15 4	フドナの分田基準につい
8	2 0	2 子ども (3) 施策の方向	2 子ども (3) 施策の方向	子どもの貧困対策につい ても記載すべきではない
		(3) 旭泉の万円※ 子どもの貧困対策に関する記載なし	カー子どもの貧困対策の推進	かとの懇話会委員からの
		次 1 こもの負担内水に関する山戦なし	プーチともの負出対策の推進 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されるこ	= ,
			とのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのない	思元 (音曲) を唱るん、収 組を追記する。
			よう、関係機関と連携し、保護者に対する生活・就労支援や、教	加で足比する。
			育の支援など子どもの貧困対策を総合的に推進します。(福祉保	
			健部)	
			<u>ке ни/</u>	

第3章 分野別施策の推進

連番	ページ	素案(第2回懇話会提出)	最終案(今回提出)	説明
9	2 1	3 高齢者 (2) 現状と課題 高齢者に対する身体的・精神的な虐待や判断能力の不十分な 高齢者に対する振り込め詐欺等の特殊詐欺や <u>悪質商法</u> による 財産侵害をはじめとする人権侵害が社会問題となっています。	3 高齢者 (2) 現状と課題 高齢者に対する身体的・精神的な虐待や判断能力の不十分な 高齢者に対する振り込め詐欺等の特殊詐欺や <u>悪質商法など</u> に よる財産侵害をはじめとする人権侵害が社会問題となってい ます。	第 2 回懇話会での意見を 踏まえ、「(2)現状と課題」 「(3)施策の方向」の書き ぶりを合わせる。
	23	 3 高齢者 (3) 施策の方向 オ 安心できる暮らしの確保 (イ) 悪質商法や特殊詐欺などの被害を防止するため、関係機関が連携して、啓発を行うと共に消費生活相談体制の充実等を進めます。(総合政策部、警察本部) 	3 高齢者 (3) 施策の方向 オ 安心できる暮らしの確保 (イ) 特殊詐欺や悪質商法などの被害を防止するため、関係機関 が連携して、啓発を行うと共に消費生活相談体制の充実等を 進めます。(総合政策部、警察本部)	
10	25	4 障がいのある人 (2) 現状と課題 令和5 (2023) 年に県が実施した「障がい者アンケート調査」 結果では、「これまでに障がいがあることで不当な扱いを受けたり、いやな思いをしたこと」の有無について、「ある」との回答が20.5% (前回調査:平成30 (2018) 年度33.4%) あり、県民の障がい者への理解と認識については、「以前よりは深まったがまだ不十分」と「深まっていない」の合計が37.8% (前回調査:平成30 (2018) 年度54.3%) となっています。障がい者の就労に必要な環境・条件整備については、「障がい者を雇用する事業主の理解」の割合(39.7%)が最も高く、次に「職場仲間の障がい者への理解」(31.3%) などが続いています。障がい者就労に関する普及啓発が必要な状況です。 今後も障がいを理由とする差別の解消や県民への理解の促進、障がい者就労に関する普及のための啓発・広報等の取組が必要となっています。	4 障がいのある人 (2) 現状と課題	現在策定作業を行っている「第5次障がい者計画」の内容を踏まえた文言の修正を行う。 第2回懇話会での意見を踏まえ、法定雇用率の段階的な引き上げに関する記述を追加する。

第3章 分野別施策の推進

連番		素案(第2回懇話会提出)	最終案(今回提出)	説明
(1)	4 2	10 多様な性	10 多様な性	パブリックコメントの意
		(2) 現状と課題	(2) 現状と課題	見を踏まえた修正。
		人の性(セクシュアリティ)は、男性・女性の <u>2つのパター</u>	人の性(セクシュアリティ)は、男性・女性の <u>「生物学的性</u>	「人の性」は、「生物学的性」 「性自認」「性的指向」「性表
		<u>ン</u> だけに分けられるものではなく、性のあり方は非常に複雑で	<u>(生まれたときの身体の性別)」</u> だけに分けられるものではな	現」から構成され複雑・多様
		多様なものです。	く、性のあり方は非常に複雑で多様なものです。	であるが、男性・女性という 「生物学的性」しかないと考
		多様な性を表現する言葉としてLGBT がありますが、近	多様な性を表現する言葉としてLGBT がありますが、近	「生物子的性」しかないころ えている人が多いことを明
		年は、LGBTに加え、「性的指向(Sexual Orientation)」と	年は、LGBTに加え、「性的指向(Sexual Orientation)」と	らかにするため修正する、
		「性自認(Gender Identity)」 <u>を表す</u> 「SOGI」という <mark>概念</mark>	「性自認(Gender Identity)」 <u>の頭文字から</u> 「SOGI」とい	「SOGI」は概念ではないた
		<u>が広がっています。</u>	う <u>略称も用いられています。</u>	め修正する。
		「性的指向」とは、どのような性別の人を好きになるか <u>とい</u>	「性的指向」とは、どのような性別の人を好きになるか <u>を指</u>	
		<u>う</u> 概念で、異性愛、同性愛、両性愛のほか、男性・女性どちら	<u>す</u> 概念で、異性愛、同性愛、両性愛のほか、男性・女性どちら	
		に対しても恋愛感情等を抱かないということもあります。	に対しても恋愛感情等を抱かないということもあります。	
		「性自認」とは、自分の性をどのように認識しているのかを	「性自認」とは、自分の性をどのように認識しているのかを	「白八のはよいのよう」
		表現する概念で、生まれたときの身体の性(生物学的な性)と	指す概念で、 <u>生物学的性</u> と性自認が一致している、 <u>生物学的性</u>	「自分の性をどのように
		性自認が、一致している、性自認に違和感をもち別の性別で生	に違和感をもち別の性別で生きたい・生きている、男性・女性	認識しているのかを表現
		きたい・生きている、男性・女性のいずれかとは明確に認識し	のいずれかとは明確に認識していない、決められない <u>、</u> 分から	する概念」という語句の使い方が適当ではなかった
		ていない、 <u>自分自身のセクシュアリティを</u> 決められない <u>・</u> 分か	ないなどがあります。	い力が適当ではなかった
		らないなどがあります。	その中で、同性愛、両性愛等の性的指向の方や、生物学的性	たの形正りる。
		その中で、同性愛、両性愛等の性的指向の方や、生物学的な	と性自認が一致しない方等は、社会生活の中で、偏見の目にさ	
		性と性自認が一致しない方等は、社会生活の中で、偏見の目に	らされたり、差別的な言動を受けたりする等、様々な人権に関	
		さらされたり、差別的な言動を受けたりする等、様々な人権に関わる問題に表示しています。また、まことがアウトされた地	わる問題に直面しています。また、カミングアウトされた性の	
		関わる問題に直面しています。また、カミングアウトされた性のよります。オーの日音などはトロケースである。アウライングが社会	あり方を本人の同意なく他人に伝えるアウティングが社会問 題となっています。	
		のあり方を本人の同意なく他人に伝えるアウティングが社会 問題となっています。	, = - 0, - 0, - 0, - 0, - 0, - 0, - 0, -	
		「问趣となつています。 なお、近年、お互いをパートナーとして認めることを宣誓し	なお、近年、お互いをパートナーとして認めることを宣誓し た同性カップルであることを証明する「パートナーシップ宣誓	
		なわ、近年、わ互いをハートナーとして認めることを重言し た同性カップルであることを証明する「パートナーシップ宣誓	制度 を導入する自治体が増えており、当事者の方が生きやす	
		制度 を導入する自治体が増えており、当事者の方が生きやす		
			性のあり方は、個人の尊厳にかかわる重要な問題です。誰も	
		性のあり方は、個人の尊厳にかかわる重要な問題です。誰も	が自分のセクシュアリティを尊重される、自分らしく生きられ	
		が自分のセクシュアリティを尊重される、自分らしく生きられ	る社会をつくるためにも、多様な性について理解すること等が	
		る社会をつくるためにも、 性の多様性を理解すること等が大切	大切です。	┃ ┃ 用語の使い方を統一する
		です。		ため修正する。
		• / 0		- , - v

第3章 分野別施策の推進

	ページ	素案(第2回懇話会提出)	最終案(今回提出)	説明
連番	4 9	14 その他	14 その他	現行方針では「その他の人
	10	これまで述べてきた人権問題のほかにも、アイヌの人々などの	これまで述べてきた人権問題のほかにも、アイヌの人々などの	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		問題や災害等に起因する人権問題(東日本大震災に伴う人権問題	問題や災害等に起因する人権問題(東日本大震災に伴う人権問題	
		等)、ホームレスの人権、人身取引(性的サービスや労働の強要等)	等)、ホームレスの人権、人身取引など様々な課題が存在していま	ている差別や偏見をなく
		など様々な課題が存在しています。	す。	し、一人ひとりの人権が尊
		その他の人権に関する課題においても、一人ひとりの人権が尊	その他の人権に関する課題においても、 <mark>差別や偏見をなくし、</mark>	<u></u> 重されるよう」 となってい
		重されるよう、国や市町村、関係機関等とも連携を図りながら、	一人ひとりの人権が尊重されるよう、国や市町村、関係機関等と	たが、素案では人身取引を
		それぞれの問題の特性に応じた人権教育・啓発の推進を図ります。	も連携を図りながら、それぞれの問題の特性に応じた人権教育・	例示としてあげていたこ
			啓発の推進を図ります。	ともあり <u>赤字下線</u> 部分を
			<u>(1) アイヌの人々</u>	削除した。しかし、人権問
			アイヌの人々は、古くから北海道を中心に日本列島北部周辺	題の原因は「差別や偏見」
			に居住していた先住民族であり、独自の伝統・文化を持って暮	が多いとの懇話会委員か
			らしてきましたが、明治維新以降の同化政策により、伝統的な	らの意見 (書面) を踏まえ
			生活習慣等が禁止されました。	修正する。
			近年、アイヌの人々を中心に伝統文化を見直し、復活させる	
			動きが広がっていますが、アイヌの人々に対する正しい理解が	
			十分ではなく、様々な偏見や差別が残っています。	人権問題を列挙するだけ
			(2) 災害等に起因する人権問題(東日本大震災に伴う人権問題等)	では問題性が分かりづら
			平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びこれ	いとの懇話会委員からの
			に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故では、避難や転居	
			を余儀なくされた人たちに対する根拠のない風評に基づいた思いるなめに見たる美別、学校の際担策でのいじゆ、様がとは	案で列挙した人権問題に ついての現状と課題を追
			<u>い込みや偏見による差別、学校や職場等でのいじめ・嫌がらせ</u> 等の人権侵害が発生し、今なお苦しんでいる人がいます。	つい (の現状と課題を迫 記する。
			<u>等の人権反告が完全し、テなね古しんといる人がいます。</u> また、災害時には、子どもや高齢者、障がいのある人など、社	記りる。
			会的に弱い立場にある人々や避難所運営における女性への配	
			憲、プライバシーの問題などがあります。	
			(3) ホームレスの人権	
			経済的な事情等様々な事情により、公園や道路などでの生活	
			を余儀なくされている人々がいます。ホームレスの人々に対し	
			ては、偏見等により、嫌がらせや暴行事件が起こるなどの人権	
			侵害が起こっています。	
			(4) 人身取引	

第3章 分野別施策の推進

連番	ページ	素案(第2回懇話会提出)	最終案(今回提出)	説明
			性的サービスや労働の強要等の人身取引は、重大な犯罪であ	
			るとともに、被害者に対して深刻な精神的・肉体的な苦痛をも	
			たらす基本的人権を侵害する重大な問題です。	